

●R01特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項に基づき、次のとおり取組の実施状況を公表いたします。

1. 目標1に対する取組実施状況

目標1:令和2年度までに、職員採用試験受験者総数に占める女性割合を40%以上にする。

【実施内容】

※令和元年度においては職員採用試験を実施しなかった。

湖北水道企業団企業職員採用試験受験申込者の女性割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	目標値
受験者人数	32	83	34	51	0	—
女性割合	25.0%	18.0%	35.2%	17.6%	0.0%	40.0%

※各年度とも職員採用試験を実施した年度における受験申込人数及び女性割合。

※平成28年度は採用試験を計2回実施した。

※令和元年度は採用試験を実施していない。

2. 目標2に対する取組実施状況

目標2:令和2年度までに男性職員の育児参加休暇の取得率を20%以上にする。

【実施内容】

①育児に関する休暇制度及び共済組合による共済制度を紹介する文書を作成し、庁内ネットを用いて職員への周知を行った。(H28.2～)

②主に新規採用職員を対象とした女性活躍推進法についての内部研修を行い、法の概要や特定事業主行動計画の趣旨を説明した。研修を通して育児に関する休暇を取得することについての意義及び休暇の取得方法を具体的に周知した。(H31.4)

男性職員の育児参加休暇取得率及び平均取得日数

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	目標値
対象者	5(1)	0	2	2	0	—
うち休暇取得者	0(0)	0	2	2	0	—
取得率	0.0(0.0)%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0(0.0)%	20.0%
平均取得日数	0.0	0.0	2.5	3.5	0.0	—

※()内は石岡市より派遣されている職員

※令和元年度においては対象者なし